

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年2月17日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

菖蒲池集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成29年2月17日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

個人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

地域区民と農産物との調和を図り生産性及び付加価値を高める農産物を作り販売していく。

また、遊休農地および調整水田等は作物生産に結び付ける様に区民一同協議しながら努める。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年2月17日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

小矢戸集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成29年2月17日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

個人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

農地中間管理事業の活用も視野に入れ、農地集積に賛同してくれるよう、担い手農家と話し合いを行う。

鳥獣害対策は、住民一緒になって電気柵等の対応にあたる。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年2月17日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

南新在家集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成29年2月17日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

転作作物として、大麦、そばを作付けしているが、その他にも新たな作物の栽培に取り組む。

集落で生産する米の大粒化、食味などの品質向上。

高齢化家庭やサラリーマン家庭の作り手がなくなった農地を集落営農法人への農地集約に取り組む。

6次産業化にむけて、もち米を生産しているが、今後はその加工及び販売も検討。

イノシシ等の鳥獣害対策を行う。

堤防、畦の草刈り等、環境保全活動を活性化させ、病害虫被害の防止。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年2月17日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

中保集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成29年2月17日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 2経営体（うち認定農業者：2経営体）

個人 2経営体（うち認定農業者：1経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

地域区民と農産物との調和を図り、生産性及び付加価値を高める農作物をつくり販売していく。

また、遊休農地及び調整水田等は、作物生産に結びつける様、区民一同協議しながら努める。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年2月17日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

乾側地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成29年2月17日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

集落営農（任意組織） 1組織

個人 1経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

中心農家による6次産業化を継続発展させる。

中心農家に集積を進め、それぞれの経営体において、できるだけ団地化を進める。

鳥獣害を少なくするよう、電気柵等の対策を継続して取り組む。

任意組織においては、法人化を目指していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年2月17日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

千歳集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成29年2月17日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

個人 1経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

中心農家に対し集積を進めることで、集落内の農地を守り、集積されない農地についても地区住民が協力して遊休農地の発生の抑制に努める。

有害鳥獣対策に対しては、地区住民が協力して取り組む。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年2月17日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

上黒谷集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成29年2月17日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

水稻を主に、今後は大麦、ソバを取り入れた営農の取り組みを行う。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年2月17日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

大西出集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成29年2月17日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 2経営体（うち認定農業者：2経営体）

個人 2経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

これからの農業は、地域内だけでは対応できない状態になってきている。地域全体のことは、話し合いの末、皆で協力し合う。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年2月17日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

木本領家集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成29年2月17日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

個人 4経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

集落内では機械の共同組合が存在し、約30戸の農家が参加している。利用組合では青壮年会のメンバーを中心に、オペレーターの育成を図っており今後も継続的に研修会を行いたい。また、個別に農機具を保有している農家についても、利用組合への参加を呼びかけ集落として有効的な農作業を目指す。

個人ごとに点在する農地を中心となる農家への集積を図りながら、水稻の作付地や転作地を面的に区画し、能率的な農地の利用方法を検討し実施を目指す。

中山間地等直接支払交付金を活用し鳥獣害（特にイノシシ）の対策を行っている。主に電気柵を設置して対応しており、十分な効果が得られている。しかし、中山間部の田畑に侵入できないために平地の田畑への被害が拡大している。電気柵の設置を中心に、捕獲用檻の設置などいくつかの対策を併用し被害の防止に努めたい。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年2月17日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

下五条方集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成29年2月17日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

個人 2経営体（うち認定農業者：1経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手がいない

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

現在ある機械利用組合、第二生産組合を中心にして担い手や就農者を育成していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年2月17日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

北御門集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成29年2月17日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 2経営体（うち認定農業者：2経営体）

個人 4経営体（うち認定農業者：4経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

集落内では一部、集積化が進んでいるが、集落内の担い手は高齢化や後継者不足のため、近接集落内の農業者6名を、今後の中心となる担い手農家と位置付け、農地集積や園芸の導入について図っていく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年2月17日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

猪島集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成29年2月17日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 2経営体（うち認定農業者：2経営体）

個人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

地域内の高齢化が進んでおり、集落営農も困難なため、集落外の認定農業者と連携して農地を守っていく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年2月17日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

中据集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成29年2月17日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

個人 7経営体（うち認定農業者：3経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

集落内の認定農業者等を今後の中心となる担い手農家と位置付けるが、当面は、個々の農業者が現在の耕作地を管理していくこととし、面的な農地集積や園芸の導入について、順次検討していく。

新規就農者を育成していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年2月17日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

森政領家集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成29年2月17日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 2経営体（うち認定農業者：2経営体）

個人 3経営体（うち認定農業者：3経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

比較的規模の大きい農家が多く、水稻や里芋、ねぎの栽培をしながら自立している。

現状をいかに維持していくかが今後の目標とする。

他地区での受託も多くますます規模は大きくなると予想される。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年2月17日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

御給集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成29年2月17日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 2経営体（うち認定農業者：2経営体）

個人 7経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

現在の認定農業者・法人、および担い手農家に類する耕作者を中心に地域内農地の集積を進めることとする。サトイモ、ネギ等の農産物により収益を高め、水稻のような高額機械設備を要しない作付け体系を進めている農業者が多数おり、今後もこの方法で進めていきたい。稲作経営面については、農地の集積または機械類の共同化を進め、費用対効果を高めていきたい。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年2月17日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

医王寺集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成29年2月17日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

現在は遊休農地はないが、出たときは経営体と協議して地域農業を維持管理する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年2月17日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

下据集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成29年2月17日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 4経営体（うち認定農業者：4経営体）

個人 6経営体（うち認定農業者：4経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

今後も農業を続けられずに農地を預ける可能性が出てくるため、集落内の新規就農者等を地域の中心となる農家に位置づけ、今後も地域農業を維持していく。また、現在、一部の農家はすでに、集落外の認定農業者や生産組織に農地を預けている。これらの農家も地域の中心となる農家に位置づけ、効率よい農業経営をめざし、耕作放棄地の発生防止や後継者不足に備える。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年2月17日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

下麻生嶋集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成29年2月17日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 2経営体（うち認定農業者：2経営体）

個人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

当地区の農地は現在、約6割が担い手に集積されている。残り4割の農地においても後継者が確保できにくい現状であり今後は、担い手への集積が進んでいくと考えられる。課題としては、担い手への集積が進み耕作規模が拡大すると現在の設備規模では無理となるので、新たな設備投資が必要である。また、規模拡大をしたとき労働力も不足するが、出し手農家の労働力を有効利用する体制を構築していく方向を模索する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年2月17日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

七板集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成29年2月17日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

個人 6経営体（うち認定農業者：2経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手がいない

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

水稻以外に特産のサトイモなどの生産も取り組んでいく。

農地の9割近くを集落内の農家で耕作し、残りは他集落に担い手にお願いしている。集落営農組織の立ち上げも検討し、中心となる農家へ農地を集積し担い手の効率的な営農に配慮していく。

イノシシやカラス、ハクビシンの被害が多く、対策を講じていく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年2月17日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

蕨生西集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成29年2月17日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

個人 2経営体（うち認定農業者：1経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

農業地環境として中山間地の水田が多くあり、蕎麦・麦の集団転作がしにくい環境にあります。

米の味については良いとの声を多く聞くことより、おいしい米作りとして組合員が協力しあい、米のブランド化を目指していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年2月17日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

田野集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成29年2月17日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 2経営体（うち認定農業者：2経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

今後も福井県特別栽培農産物を生産し、特徴ある農産物の販売を促進していく。

集落内の担い手に対し農地集積を図り、農業経営の効率化を目指す。ネギ栽培にも力を入れる。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年2月17日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

土布子集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成29年2月17日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

個人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手がいない

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

中心経営体に集積していく。

真名川、九頭竜川両方に挟まれ獣の害有。電気柵等を設置し被害を防ぐ。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年2月17日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

森本集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成29年2月17日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

個人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手がいない

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

出来るだけ中心農家に農地を集約していきたい。

鳥獣害対策は区民で行う。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年2月17日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

八町集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成29年2月17日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

個人 6経営体（うち認定農業者：1経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

耕作放棄地を作らないことが大切であり、その気概で対処したい。

地域の中心となる経営体に農地を集積する。

稲作にこだわらず、多様な作物の出荷を目指したい。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年2月17日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

菘道集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成29年2月17日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

個人 1経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

販路を開拓し、減農薬の野菜等の栽培にも取り組んでいきたい。

地域に機械利用組合はあるが、集落営農を組織化に至っていない。耕作放棄地を出さないように、中心となる農家へ農地を集積するなど効率的な営農を促進する。

カラス、ムジナ、イノシシ、ハクビシン、キツネなどの被害があるため、対策を講じていく。